

利 用 上 の 注 意

1 本書は、東京都より刊行された「平成 26 年商業統計調査報告（卸売・小売業）」から抜粋編集したものである。

2 調査の概要

(1) 調査の目的

商業統計調査は、商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としている。

(2) 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）及び商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）に基づき実施される調査（指定統計第 23 号）である。

(3) 調査の期日

平成 26 年 7 月 1 日現在

※商業統計調査は本調査及び簡易調査からなり、本調査は平成 9 年以降 5 年ごとに行われ、簡易調査は本調査を行った年の 2 年後に行われる。平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成 19 年調査の数値とは接続しない。

(4) 調査の単位

事業所単位（「場所ごと」、「経営者ごと」）の調査である。従って、経営者が同一であっても異なる場所で商業事業を営んでいる場合は、本店、支店、営業所などそれぞれの場所ごとに調査対象となる。

(5) 調査の対象

日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類 I－卸売業，小売業」に属する事業所（警戒区域等をその区域に含む調査区分にある事業所（商業統計調査規則第 4 条参照）を除く）を対象とした。

調査は、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査の対象とした。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

3 集計について

(1) 年間販売額の集計は万円単位で行ったが、集計表上の金額表示は、一部万円単位の表示としたほかは、十万円単位を四捨五入し、百万円単位で表示してある。したがって、四捨五入の関係で、内訳合計の金額と総額とは一致しない場合がある。また、構成比、増加率についても、小数点第 2 位を四捨五入してあるので、内訳合計と総数とは一致しないことがある。

(2) 表中の記号

「0」……………0.5 未満（ただし、「0.0」は左に準じて 0.05 未満を表す）

「－」……………皆無又は該当値なし

「△」……………負数（減少）

「X」……………秘匿数値（事業所数が 1 または 2 のものに関する数値は、秘密保護の関係上、「X」で表示した。また、事業所数が 3 以上の場合でも、ほかとの関連により内容数字の秘匿の必要がある場合には秘匿してある）

(3) 牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業（宅配専門）に属する事業所は売場面積の調査を行っていないため、売場面積に関する集計表では、「不詳」として集計した。

また、店頭での販売のない訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所についても、売場面積は「不詳」として集計した。

4 その他

境界未定地域とは、千代田区、中央区、港区の境界未定地域並びに中央防波堤内側・外側埋立地及び鳥島等の所属未定地を指す。

5 本書についての問い合わせ先

大田区産業経済部産業振興課産業振興担当

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話 03 (5744) 1373 (直通)